選挙管理委員会規則

第１条　本会の事務所は生徒会本部におきます。

第２条　本会は各学級の代表１名で組織し，互選により３年生より委員長１名，副委員長１名を決めます。１学級のみの学年がある場合は，選挙管理委員を該当学級からは２名選出したり，副委員長を２年生から選出したりするなど，柔軟に対応できるものとします。選挙管理委員が立候補することになった場合や，その兄弟姉妹が立候補することになった場合は，直ちに同じ学級から別の生徒を選出しなければなりません。

第３条　本会は生徒会長または，顧問教諭の指示により，選挙 20～30 日前に組織し，当選者の学校長承認と全校生徒への発表後解散します。

第４条　本会は，生徒会役員選出に関する事務や手続きを管理し，執行します。

第５条　本会は，選挙の適正と公明を期するために次のことを行います。

①　選挙の公示

②　選挙に関する諸事務

立候補の受付，選挙心得そのた公報の作成と配布，投票用紙の準備

③　立会演説会の運営

会場の準備と撤去，出場順決定，進行，計時

④　開票と発表

選挙後直ちに開票し，学校長の承認後発表する

⑤　その他選挙に必要な一切のこと

第６条　本会の経費はすべて生徒会本部費より支出する。